政令第二百二十九号

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（抄）

内閣は、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）の施行に伴い、並びに同法附則第九十七条及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備
第二章　経過措置
附則

第一条～第八条　（略）

（確定給付企業年金法施行令の一部改正）

第九条　確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十五条の二十二」を「第六十五条の二十三」に改める。

第二条第四号中「第八十二条の五第一項又は第九十一条の二十六第二項」を「第八十二条の六第一項又は第九十一条の二十七第二項」に改める。

第五十四条の八中「第八十二条の四第一項」を「第八十二条の五第一項」に改める。

第五十四条の九中「第八十二条の五第一項」を「第八十二条の六第一項」に改める。

第六十五条の五第四項中「及び終了制度加入者等」を「、終了制度加入者等及び企業型年金加入者であった者（法第九十一条の二十三第一項に規定する企業型年金加入者であった者をいう。第六十五条の二十において同じ。）」に改める。

第六十五条の十四中「及び第九十一条の二十第三項」を「、第九十一条の二十第三項及び第九十一条の二十三第一項」に、「及び第九十一条の二十二第三項」を「、第九十一条の二十二第三項及び第九十一条の二十三第一項」に改める。

第六十五条の十五第二項の表以外の部分中「第九十一条の二十四」を「第九十一条の二十五」に改め、同表第三十四条第一項ただし書の項中「及び第九十一条の二十第三項」を「、第九十一条の二十第三項及び第九十一条の二十三第一項」に、「及び第九十一条の二十二第三項」を「、第九十一条の二十二第三項

及び第九十一条の二十三第一項」に改め、同表第三十六条第一項の項中「又は第九十一条の二十第一項」を「、第九十一条の二十第一項」に改め、「終了制度加入者等」の下に「又は企業型年金加入者であった者（第九十一条の二十三第一項に規定する企業型年金加入者であった者をいう。以下同じ。）」を加え、同表第三十七条第二項の項中「第九十一条の二十四」を「第九十一条の二十五」に改め、同表第四十七条の項中「及び第九十一条の二十一第三項」を「、第九十一条の二十一第三項及び第九十一条の二十三第一項」に、「中途脱退者又は」を「中途脱退者、」に改め、「終了制度加入者等」の下に「又は企業型年金加入者であった者」を加え、同表第五十四条の項中「中途脱退者又は」を「中途脱退者、」に改め、「終了制度加入者等」の下に「又は企業型年金加入者であった者」を加え、同表第六十条第一項の項中「中途脱退者並びに」を「中途脱退者、」に改め、「終了制度加入者等」の下に「並びに企業型年金加入者であった者」を加え、同表第六十条第二項の項中「受ける」の下に「額及び連合会が確定拠出年金法第五十四条の五第二項の規定に基づき企業型年金の資産管理機関（同法第二条第七項第一号ロに規定する資産管理機関をいう。）から移換を受ける」を加え、同表第六十一条の項及び第七十二条の項中「第九十一条の二十四」を「第九十一条の二十五」に改める。

第六十五条の十六の表以外の部分中「及び第九十一条の二十一第三項」を「、第九十一条の二十一第三項及び第九十一条の二十三第一項」に、「及び第九十一条の二十二第三項」を「、第九十一条の二十二第三項及び第九十一条の二十三第一項」に、「準用する」を「、それぞれ準用する」に改め、同表第二十五条の項から第二十九条の項までの規定中「第九十一条の二十四」を「第九十一条の二十五」に改め、同表第二十九条第三号の項中「第九十一条の二十三第一項」を「第九十一条の二十四第一項」に改め、同表第三十三条の項から第四十三条及び第四十四条の項まで、第四十五条第六項の項及び第四十七条の項中「第九十一条の二十四」を「第九十一条の二十五」に改める。

第九章中第六十五条の二十二を第六十五条の二十三とする。

第六十五条の二十一中「第九十一条の二十六第一項」を「第九十一条の二十七第一項」に、「又は法」を「、法」に改め、「の加入者期間」の下に「又は確定拠出年金法第五十四条の五第二項の規定により連合会に移換された個人別管理資産の算定の基礎となった期間」を加え、同条を第六十五条の二十二とする。

第六十五条の二十第一項中「第九十一条の二十六第一項」を「第九十一条の二十七第一項」に改め、同条第二項中「第九十一条の二十七第一項」を「第九十一条の二十八第一項」に、「第九十一条の二十六第

一項」を「第九十一条の二十七第一項」に改め、同条を第六十五条の二十一とし、第六十五条の十九の次に次の一条を加える。

（企業型年金加入者であった者への連合会の説明義務）

第六十五条の二十　連合会は、企業型年金加入者であった者の求めがあったときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該企業型年金加入者であった者に係る連合会の給付に関する事項その他個人別管理資産の移換に関して必要な事項について、当該企業型年金加入者であった者に説明しなければならない。

（確定拠出年金法施行令の一部改正）

第十条　確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一条の二―第二十六条の二」を「第二条―第二十六条の三」に改める。

第一条の二を削る。

第二条第二号中「第三号」の下に「、第四号（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第十四条第五号に該当することにより第一号等厚生年金被保険者でなくなった場合に限る。）」を、「場合」の下に「その他厚生労働省令で定める場合」を加える。

第三条第八号中「第五十四条の四第二項」の下に「若しくは第五十四条の五第二項」を、「中小企業退職金共済法」の下に「（昭和三十四年法律第百六十号）」を加える。

第六条第一号中「法第二条第六項に規定する第一号等厚生年金被保険者をいい、」を削り、同条第八号ロ中「使用される第一号等厚生年金被保険者」の下に「（法第九条第二項第二号に該当する者を除く。）」を加える。

第九条の二を削る。

第十一条第一号ハ中「の加入者」を「（確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第二条第一項に規定する確定給付企業年金をいう。以下同じ。）の加入者」に改める。

第十八条第二項中「第五十四条の四第二項」の下に「若しくは第五十四条の五第二項」を加える。

第二十条の二第一項中「次項及び第二十六条において」を「以下」に改める。

第二十二条第一項第三号中「及び第二十六条の二第二項」を削る。

第二十五条第二項中「第五十四条の四第二項」の下に「若しくは第五十四条の五第二項」を加える。

第二十六条の二中「第五十四条の五」を「第五十四条の六」に改め、第二章中同条を第二十六条の三と

し、第二十六条の次に次の一条を加える。

（移換の申出があった旨の通知）

第二十六条の二　法第五十四条の五第一項の規定により個人別管理資産の移換の申出を受けた企業型年金の資産管理機関は、当該個人別管理資産の企業年金連合会への移換の申出があった旨を、企業年金連合会へ通知しなければならない。

第二十七条第七号中「の移換を」を「又は残余財産（同項に規定する残余財産をいう。以下同じ。）の移換を」に、「の移換に」を「又は残余財産の移換に」に改める。

第三十四条の次に次の一条を加える。

（政令で定める年金である給付）

第三十四条の二　法第六十二条第二項第二号の老齢又は退職を支給事由とする年金である給付であって政令で定めるものは、次のとおりとする。

一　国民年金法附則第九条の二第三項若しくは第九条の二の二第三項又は国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第二十七条第二項の規定による老齢基礎年金

二　厚生年金保険法附則第七条の三第三項又は第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金

第三十五条の二第二項中「（昭和二十九年法律第百十五号）」を削り、「規定する第一号厚生年金被保険者」の下に「（法第六十二条第二項各号のいずれかに該当する者を除く。）」を加える。

第三十六条第一号中「第一号加入者」の下に「及び第四号加入者」を加える。

第三十七条の表第三十三条第一項の項を次のように改める。

第三十三条第一項	（当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限り、当該企業型年金の障害給付金の受給権者又は他の企業型年金の企業型年金加入者を除く	又は個人型年金加入者であった者（個人型年金に個人別管理資産がある者に限る
、企業型記録関連運営管理機関等		、個人型記録関連運営管理機関

第三十七条の表第三十三条第一項の項の次に次のように加える。

第三十三条第一項ただし書	あった者 企業型記録関連運営管理機関 等	あった者又は個人型年金加入者であった者 個人型記録関連運営管理機関

第三十七条の表第三十四条の項を次のように改める。

第三十四条	又は企業型年金加入者 当該企業型年金 企業型記録関連運営管理機関 等	であった者又は個人型年金加入者若しくは個人型年金加入者 個人型年金 個人型記録関連運営管理機関

第三十八条第一項の表第十八条第二項の項中「若しくは」の下に「第五十四条の五第二項又は」を加え、同条第二項中「、第二十五条第一項及び第二十六条の規定は、」を「及び第二十六条の規定は」に改め、「脱退一時金相当額等」の下に「又は残余財産」を、「ついて」の下に「、第二十五条第一項の規定は法第七十四条の二第一項の規定により連合会が脱退一時金相当額等の移換を受ける場合について、それぞ

れ」を加え、同項の表第二十六条各号列記以外の部分の項中「第二十六条各号列記以外の部分」を「第二十六条」に、

資産管理機関	連合会

を

資産管理機関	連合会
脱退一時金相当額等	脱退一時金相当額等又は残余財産（同項に規定する残余財産をいう。）

に改める。

第三十八条の二中「脱退一時金相当額等」の下に「又は残余財産」を加える。

第四十六条の二第二項中「第五十四条の四」の下に「、第五十四条の五」を加える。

第五十九条第一項第五号中「第五十四条の四第二項」の下に「若しくは第五十四条の五第二項」を加える。

第六十条第一項及び第二項中「附則第三条第一項第三号」を「附則第三条第一項第六号」に改め、同項第五号中「第五十四条の四第二項」の下に「、第五十四条の五第二項」を加え、同条第三項及び第五項中

「附則第三条第一項第三号」を「附則第三条第一項第六号」に改める。

第十一条　確定拠出年金法施行令の一部を次のように改正する。

第十条の二中「この条及び第十条の四において」を削る。

第十一条中「次条第一項」の下に「及び第二項」を加え、同条第一号中「企業型年金規約において企業型年金加入者が個人型年金加入者となることができることを定めていない企業型年金の企業型年金加入者（次号において「個人型年金同時加入制限者」という。）」を「企業型年金加入者」に、「以下この条及び第三十六条第四号」を「次号並びに第三十六条第四号及び第五号」に改め、同号イ中「（事業主が同法第十四条第一項に規定する学校法人等である場合に限る。）」を削り、同号ロ中「事業主が設立している石炭鉱業年金基金に係る」を削り、同号ハ中「事業主が実施している」を削り、同条第二号中「個人型年金同時加入制限者」を「企業型年金加入者」に改め、同条第三号及び第四号を削る。

第十一条の二第一項中「含む」を「含み、企業型年金規約において次のいずれかの事項を定めている企業型年金の企業型年金加入者に該当しない者（以下この条において「個人型年金同時加入可能者」という。）に該当しない場合に限る」に改め、「定める額」の下に「（その拠出に係る拠出区分期間以前の拠出

区分期間に個人型年金同時加入可能者に該当する期間がある場合にあっては、当該期間に係る当該各号に定める額を除く。）」を加え、「の総額」を「（その拠出に係る拠出区分期間より前の拠出区分期間に個人型年金同時加入可能者に該当する期間がある場合にあっては、当該期間に係る事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の額を除く。）の総額」に改め、同項に次の各号を加える。

一　事業主掛金を、企業型掛金拠出単位期間を一月ごとに区分した期間ごとに拠出する方法以外の方法により拠出すること。

二　各企業型年金加入者に係る事業主掛金を、この項の規定により、事業主掛金を拠出する日の属する月の前月の末日における前条各号に掲げる企業型年金加入者の区分に応じて当該各号に定める額を超えて拠出すること。

第十一条の二第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　第十条の二ただし書の規定により事業主掛金を拠出する場合又は第十条の四ただし書の規定により企業型年金加入者掛金を拠出する場合（個人型年金同時加入可能者に該当する場合に限る。）におけるそ

の拠出することとなった日に係る事業主掛金又は企業型年金加入者掛金の額は、企業型年金加入者期間の計算の基礎となる期間につき、その拠出することとなった日の属する月の前月の末日における前条各号に掲げる企業型年金加入者の区分に応じて当該各号に定める額を超えてはならない。

第二十九条第三号及び第四号ハ中「第三十五条」を「第三十五条第一号イ」に改める。

第三十四条の二を第三十四条の三とし、第三十四条の次に次の一条を加える。

（法第六十二条第一項第二号の政令で定める者）

第三十四条の二　法第六十二条第一項第二号の政令で定める者は、企業型年金加入者掛金を拠出する企業型年金加入者以外の企業型年金加入者であって、企業型年金規約において第十一条の二第一項各号のいずれかの事項を定めている企業型年金の企業型年金加入者とする。

第三十五条を次のように改める。

（個人型年金加入者掛金の拠出の方法）

第三十五条　個人型年金加入者掛金の拠出の方法は、次の各号に掲げる個人型年金加入者の区分に応じて当該各号に定める方法とする。

一　第三十六条第一号、第二号、第五号又は第六号に掲げる者　次に掲げるいずれかの方法

イ　個人型年金加入者期間の計算の基礎となる期間（国民年金法の保険料の納付が行われた月（同法第八十八条の二、第八十九条第一項（第一号又は第三号に係る部分に限る。）又は第九十四条の六の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされた月を含む。第三十六条第一号において「国民年金保険料納付月」という。）に限る。以下この条及び次条第一項において同じ。）につき、十二月から翌年十一月までの十二月間（個人型年金加入者がこの間に、その資格を取得した場合にあってはその資格を取得した月から起算し、その資格を喪失した場合にあってはその資格を喪失した月の前月までの期間。以下この条及び次条第一項において「個人型掛金拠出単位期間」という。）を単位として拠出する方法

ロ　個人型年金加入者期間の計算の基礎となる期間につき、個人型年金規約で定めるところにより、個人型掛金拠出単位期間を区分して、当該区分した期間ごとに拠出する方法

二　第三十六条第三号又は第四号に掲げる者　個人型年金加入者期間の計算の基礎となる期間につき、個人型掛金拠出単位期間を一月ごとに区分した期間ごとに拠出する方法

第三十五条の二第一項ただし書中「前条ただし書の規定」を「前条第一号ロに掲げる方法」に、「同条ただし書の規定により」を「同号ロの」に改める。

第三十六条第二号中「及び第四号」を「から第五号まで」に改め、同条第三号中「個人型年金同時加入可能者」を「企業型年金加入者」に改め、「二万円」の下に「（事業主掛金の拠出に係る月であって、当該事業主掛金の額が三万五千円を上回るときは、二万円から、当該事業主掛金の額から三万五千円を控除した額を控除した額）」を加え、同条中第五号を第六号とし、同条第四号中「他制度加入者であるもの」を「企業型年金加入者でないもの（他制度加入者である者に限る。）」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　第二号加入者であって、企業型年金加入者であるもの（他制度加入者である者に限る。）　一万二千円（事業主掛金の拠出に係る月であって、当該事業主掛金の額が一万五千五百円を上回るときは、一万二千円から、当該事業主掛金の額から一万五千五百円を控除した額を控除した額）

第三十六条の二第一項中「第三十五条ただし書の規定」を「第三十五条第一号ロに掲げる方法」に改め、「定める額」の下に「（その拠出に係る拠出区分期間以前の拠出区分期間に同条第三号又は第四号に掲

げる個人型年金加入者の区分に係る拠出区分期間がある場合にあっては、当該拠出区分期間に係る同条第三号又は第四号に掲げる個人型年金加入者の区分に応じて同条第三号又は第四号に定める額を除く。）」を加え、「の総額」を「（その拠出に係る拠出区分期間より前の拠出区分期間に同条第三号又は第四号に掲げる個人型年金加入者の区分に係る拠出区分期間がある場合にあっては、当該拠出区分期間に係る個人型年金加入者掛金及び中小事業主掛金の額を除く。）の総額」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「第三十五条ただし書の規定により」を「第三十五条第一号ロ又は第二号の」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　第三十五条第二号に定める方法により個人型年金加入者掛金を拠出する場合におけるその拠出することとなった日に係る個人型年金加入者掛金の額は、個人型年金加入者期間の計算の基礎となる期間につき、その拠出することとなった日の属する月の前月の末日における前条第三号又は第四号に掲げる個人型年金加入者の区分に応じて同条第三号又は第四号に定める額を超えてはならない。

第四十五条の三（見出しを含む。）中「個人型年金同時加入可能者」を「企業型年金加入者」に改める。

第十二条～第四十四条　（略）

（所得税法施行令の一部改正）

第四十五条　所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）の一部を次のように改正する。

第六十九条第一項第一号中「居住者（以下この項」を「居住者（以下この号」に改め、同項第二号中「第七十二条第三項第六号」を「第七十二条第三項第七号」に改め、「第七十四条の二第二項（脱退一時金相当額等」の下に「又は残余財産」を加える。

第七十条第一項第二号中「第七十二条第三項第六号」を「第七十二条第三項第七号」に、「十四年」を「十九年」に改める。

第七十二条第三項第五号中「加入員又は」を「、加入員、」に、「の退職」を「又は確定拠出年金法第二条第八項（定義）に規定する企業型年金加入者（次号において「企業型年金加入者」という。）の退職」に、「同法」を「確定給付企業年金法」に改め、同号イ中「又は」を「、第四十九条の二第一項（企業型年金加入者であつた者に係る措置）又は」に改め、同項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　確定給付企業年金法第九十一条の二十三第一項（企業型年金加入者であつた者に係る措置）の規定

に基づいて支給を受ける一時金で、企業型年金加入者の退職により支払われるもの

第八十二条の二第二項第一号中「第八号」を「第九号」に改める。

第百八十三条第二項第二号中「の移換）の」を「又は残余財産の移換）の」に改める。

第二百八十五条第二項中「第七十二条第三項第八号」を「第七十二条第三項第九号」に改める。

第四十六条～第七十六条　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第九条及び第十条の規定、第三十二条の規定（平成二十六年経過措置政令第三条第二項、第三十二条第一項、第三十三条第一項及び第六十四条第六項の改正規定を除く。）、第四十三条及び第四十四条の規定、第四十五条の規定（所得税法施行令第七十条第一項第二号の改正規定（「十四年」を「十九年」に改める部分に限る。）を除く。）並びに第四十六条及び第四十七条の規定並びに附則第二十五条の規

定　令和四年五月一日

二　第六条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第七条、第十一条及び第十四条の規定、第三十三条の規定（平成二十六年経過措置政令第三条第四項及び第七項の改正規定に限る。）並びに第三十七条、第三十九条及び第五十五条から第六十五条までの規定　令和四年十月一日

三・四　（略）

第二条～第二十二条　（略）

（所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二十三条　第四十五条の規定による改正後の所得税法施行令第七十条第一項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき同令第七十二条第三項第七号に掲げる一時金について適用し、施行日前に支払を受けるべき第四十五条の規定による改正前の所得税法施行令第七十二条第三項第六号に掲げる一時金については、なお従前の例による。

第二十四条・第二十五条　（略）

理　由

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係政令の整備を行うとともに、所要の経過措置を定める必要があるからである。